

富山県医療的ケア児在宅レスパイトモデル事業のご案内

県内で在宅生活を送る医療的ケア児のご家族が安心して休息（レスパイト）できるよう、普段利用している訪問看護ステーションが医療保険の訪問看護終了後も一定時間の見守りを行うモデル事業を実施します。

【対象となる医療的ケア児】

以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 富山県内に住所を有する方
- (2) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方
- (3) 在宅で家族等による介護を受けて生活している方
- (4) 医師の訪問看護指示書による医療的ケア※を必要とし、日常的に訪問看護を利用している方
- (5) 当該事業の利用日に入院や入所をしていない方

※対象となる「医療的ケア」の詳細は、裏面を参照

【利用時間、料金】

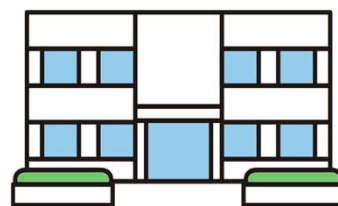
医療保険分の訪問看護（最大1.5時間）と合わせ、最大4時間の在宅レスパイトが可能です。

利用時間 ※	利用者負担	備考
1回あたり2.5時間まで (30分単位で利用可)	なし 〔ただし、衛生物品等の実費 相当分、交通費は除く。〕	事業の利用は、医療保険による訪問看護の後に限ります。

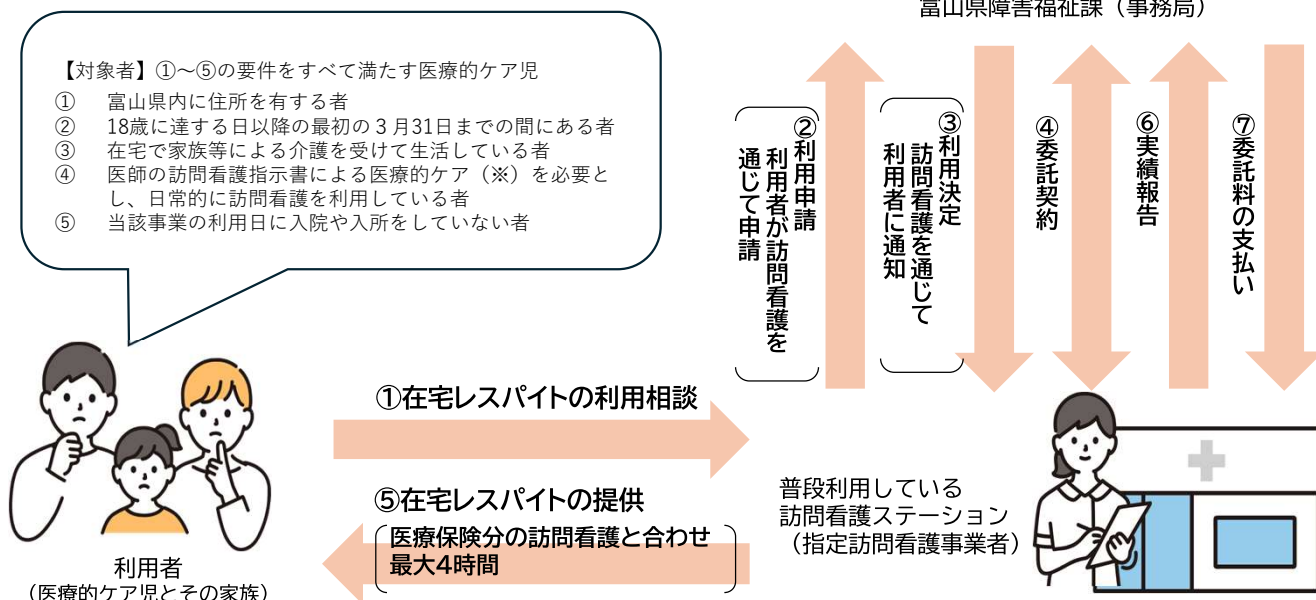
※年度上限の目安があります（年度25時間まで）

【利用のイメージ】

※実際の事業利用の手続きについては、裏面を参照ください。



富山県障害福祉課（事務局）



利用の流れ

利用申請

まず、普段利用している訪問看護ステーションに在宅レスパイトについて相談してください。
そのうえで事業の利用を希望する場合は、原則、利用希望日の1か月前までに訪問看護ステーションを通じて事務局（富山県障害福祉課）に利用申請をしてください。

利用決定

事務局にて申請内容（事業利用の可否）を確認します。
該当と判断した場合「利用決定通知書」を訪問看護ステーションを通じてご家族に通知します。
その後、事務局と訪問看護ステーションの間で委託契約を結びます。

利用開始

委託契約締結後、在宅レスパイトの利用が可能になります。
日時等は訪問看護ステーションと相談してください。
※年度の利用上限の目安（25時間）を超えないようご注意ください。

※医療的ケアの内容（以下のいずれかのケアを受けていること）

- | | |
|---|---|
| ①人工呼吸器の管理 | ⑩血糖測定（持続血糖測定器を含む） |
| ②気管切開の管理 | ⑪継続的な透析（血液透析、腹膜透析を含む） |
| ③鼻咽頭エアウェイの管理 | ⑫導尿（利用時間中の間欠的導尿、持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ）） |
| ④酸素療法 | ⑬排便管理（消化管ストーマ、摘便、洗腸、浣腸） |
| ⑤吸引（口鼻腔・気管内吸引） | ⑭痙攣時の座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置 |
| ⑥ネブライザーの管理 | ※医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以内に発作の既往歴がある場合 |
| ⑦経管栄養（経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、食道瘻、持続経管注入ポンプ使用） | ⑮その他医療的ケアと県が認めたもの |
| ⑧中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など） | |
| ⑨皮下注射（インスリン、麻薬など）、持続皮下注射ポンプ使用 | |

【問い合わせ先】

富山県厚生部障害福祉課 地域生活支援係
TEL：076-444-3213 FAX：076-444-3494